

## 報告

平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告します。

平成28年 9月 6日

長与町長 吉田 慎一

1. 健全化判断比率（法第3条関係）

（単位：％）

健全化判断比率	平成27年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	(13.89)	(20.00)
連結実質赤字比率	—	(18.89)	(30.00)
実質公債費比率	8.0	(25.0)	(35.0)
将来負担比率	20.4	(350.0)	

2. 資金不足比率（法第22条関係）

（単位：％）

特別会計の名称	平成27年度
水道事業会計	—
下水道事業会計	—
長崎都市計画事業 長与町土地区画 整理事業特別会計	—